

# 「小諸市自治基本条例」 ～今後の取組み方針～

過去4年間（R4年度～R7年度）に行ってきた取組みの把握と分析、今回ご協力いただいたアンケート調査の結果を踏まえ、条例遂行に必要な今後の取組み方針案を作成し、小諸市総合計画審議会委員の皆様にご確認をいただき、ご意見をいただきました。それらを踏まえ、以下のとおり、取組み方針を決定しました。



評価及び検討を行った結果、条例の改正は実施しないものとし、  
「条例理念の普及と実践」を最優先に取り組んでいきます。

- 令和4年度から4年間、市民参加の機会創出とその機会を提供するための活動は行ってきたものの、アンケート結果から「情報が届いていない」「市民参加の意義が伝わっていない」「ぼらせんこもろの認知度が低い」などの課題が明らかになりました。
- 条例理念の普及については、引き続き「見える化」「分かり易さ」に努めるとともに、情報発信の手段を多様化し、市民が情報を受け取りやすい環境を整備します。特に広報誌を中心としつつ、SNS等のデジタル媒体も活用し、幅広い年齢層に情報を届けます。
- 条例理念の実践については、市民が「参加しやすい」環境づくりを重視します。会議等の休日・夜間の開催、動画配信の活用など、仕事や家庭の事情で参加できない市民にも配慮した取組みを進めます。
- 市民参加の意義を明確に伝え、提出された意見がどのように市政に反映されたかを「見える化」することで、市民の参加意欲を高めます。

これらを踏まえ、令和8年度からの4年間については、以下3項目について重点的に取り組んでいきます。

1	情報提供の充実と「見える化」の徹底	(1) 多様な媒体を活用した情報発信に取り組めます。 ① 広報誌を中心としつつ、ホームページ、SNS (Instagram、LINE 等) を併用した情報発信 ② 高齢者向けには紙媒体、若年層向けにはデジタル媒体を重視した情報提供 ③ 「ぼらせんこもろ」の定期的な紹介 (2) わかりやすい情報提供に取り組めます。 ① 専門用語を避けた表現の使用 / ② 各主体の活動の様子を写真や動画で紹介 (3) 意見反映状況の「見える化」に取り組めます。 ① パブリックコメントや市民意見の反映状況の公表
2	市民参加の推進と参加機会の拡充	(1) 市民が参加しやすい環境づくりに取り組めます。 ① 会議等の休日・夜間 (19 時頃) の開催機会の増加 / ② Web・動画配信の活用 (2) 市民参加手続きの利用促進に取り組めます。 ① 市役所業務における「市民参加手続きガイドライン」の実践 ② 参加手続きの簡素化と電子申請の推進 (3) 市民参加の意義の周知に取り組めます。 ① アンケートの回答も「市民参加」であることの啓発 ② 参加することで市政にどう影響するかの明示
3	各主体の活動推進と連携強化	(1) 区の課題解決に向け、区と市を中心に各主体が連携して取り組みます。 ① 区長会活動の充実 (情報共有・議論と実践・研修の開催) ② 区活動の負担軽減策の検討 (2) 市民活動団体等による自主的な公的活動の支援に取り組めます。 ① 市民活動団体への相談支援・育成 (市民活動促進事業補助金等) ② 市民活動団体の活動内容の定期的な紹介 (潜在的関心層へのアプローチ強化) (3) 各主体間連携促進に取り組めます ① 区などに「ぼらせんこもろ」のイベントや活用方法を周知する

HPや広報こもろを利用し  
情報を発信します!

アンケートへの回答も  
市民参加になります!

小諸市は市民が主役のまちづくりを目指し、引き続き小諸市自治基本条例の理念の普及と実践に取り組めます!

小諸市民の小諸市民による小諸市民のためのまちづくりのルール

# 小諸市自治基本条例

## 皆さんの意見をもとに…

参加と協働のまちづくりの実現に向けて、「市民が主役」の自治を進めるための基本的なルールを定めたこの小諸市自治基本条例は、評価及び検討を行うことになっています。  
今回は、「令和4年度から令和7年度までの取組み実績」、「昨年度実施した市民の皆様へのアンケート結果」及び「その結果を踏まえた今後の取組み方針」をお知らせします。 企画課 企画調整係



## そもそもなぜ自治基本条例が必要なのか?

私たちのまちで、いま課題になっていることは何か、1番よく分かっているのは私たちです。誰もが生き生きと暮らしていける地域社会を目指し、どのようなまちにしていきたいのか、自ら考えて実行していく「自治」が重要です。しかし、地方自治法には住民参加や情報公開といった自治運営にとって必要な事項が規定されていません。そのため、市民が参加した「まちづくり」のためのルールを定めたものが自治基本条例です。

★小諸市の未来をみんなで話し合って決める「みんなが主役」のルールです!!

## 自治基本条例に関するアンケート調査結果

【調査対象】 16歳から79歳までの小諸市民 1,500人  
 【抽出方法】 R7/9/30現在の住民基本台帳から、性別及び年代別の構成比による無作為抽出  
 【調査方法】 郵送による調査票の発送、同封の返信用封筒での返信による回収  
 【実施期間】 R7/11/4(火)～12/7(日) 【調査票回収数】 389部 【調査票回収率】 26%

アンケート調査の結果の詳細は右記の二次元コードからご覧ください。  
 次ページでは令和8年度からの4年間の取組み方針と  
 取り組むべき重点項目についてお知らせします!

アンケート調査結果▶



## 「小諸市自治基本条例」評価及び検討結果について

▶前回（令和3年度）の評価から以下3項目について重点的に取り組んできました!

- 01 各主体の活動の促進：区の課題解決に向け、区と市を中心に各主体が連携した取組み、市民活動団体等による自主的な公共活動の支援
- 02 市民参加の推進：市民が市政に参加し易い機会の確保
- 03 情報提供の充実：「見える化」と「分かり易さ」を意識した情報発信

詳細はコチラ▶

